

青森県報

第二千七百四十三号

平成十九年
二月十六日
(金曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(青少年男女共同参画課)……………一

漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課)……………一

宅地建物取引業法による聴聞……………(建築住宅課)……………二

公 告

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課)……………二

建設業者の許可の取消し……………(中南地域(県民)局)……………二

右 同……………(三八地域(県民)局)……………三

右 同……………(青森県土整備事務所)……………三

出先機関

土地改良区の役員の氏名変更……………(上北地方(農林水産)事務所)……………三

土地改良区の役員の就任及び退任……………(同)……………三

土地改良区の役員の退任……………(西北地方(農林水産)事務所)……………四

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局)……………四

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同)……………五

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………()……………六

正 誤

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………()……………六

告 示

青森県告示第九十七号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十九年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二九〇	書籍	裏モノJAPAN 二月号	鉄人社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二九二		絶対恋愛スウィート 二月号	笠倉出版社	第十二条第一項第一号該当
二九三		恋愛熱情ラブパッション 三月号	一水社	第十二条第一項第一号該当
二九三		恋愛美人イフ 二月号	セブン新社	第十二条第一項第一号該当

青森県告示第九十八号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)

の規定により告示する。

平成十九年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十九年四月二日から同月十三日まで

備考

一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業

二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあつた共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域

三 許可又は起業の認可をすする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

青森県告示第九十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成十九年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者 八戸市小中野七丁目一三 の五 有限会社大通	聴聞期日 平成十九年三月八日 午前十時三十分	聴聞場所 青森市長島一丁目一の 青森県庁西棟七階A会議室
八戸市大字白銀町字左岩 淵通一三の五 妻神 宏道	平成十九年三月八日 午前十一時	

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称 三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三〇の一、 一一の一、一二、三四の八及び三五の 一、字熊ノ沢九の三、字鍛冶屋窪上三 三五の一、地先、字熊ノ沢九の三、地先	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称） 新潟県新潟市清水四五〇の一 株式会社 コメリ
---	---

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社フジイチ工業
- 二 代表者の氏名 清藤 一志
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字種市字高瀬三の三三三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一五八六七号
- 五 取消年月日 平成十九年一月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十八年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社みちのく商会
- 二 代表者の氏名 松浦 照夫
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽五丁目六の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第三〇〇〇六五号
- 五 取消年月日 平成十九年一月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十九年一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社タケミ
- 二 代表者の氏名 佐々木 竹美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字後范字外山一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一〇〇一〇三三号
- 五 取消年月日 平成十九年一月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年二月十六日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	氏 名 変 更 の 年 月 日
理 事	旧氏名 山田巳之吉	上北郡東北町旭北二丁目三二の五一八	平成二〇一〇・一
	新氏名 山田己之吉		

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年二月十六日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日

理事	山田己之吉	上北郡東北町旭北一丁目三一の五一八	平成 一六・三・三就任
"	瀬川 茂夫	" 上北南二丁目三一の二五七	"
"	蛭名 喜幸	" 大字上野字上野五一	"
"	蛭名総三郎	" " 一三の二	"
"	和田 義一	" 旭北一丁目六五七	"
"	野田 政克	" 大字上野字上野一三の一	"
"	蛭名 等	" 字北谷地七八の一	"
"	蛭名 賢一	" 字上野一三七	"
"	天間 孝二	" 字新堤向四三の一	"
監事	附田 進	七戸町字二ツ森家ノ後八の二	"
"	蛭名忠次郎	東北町大字上野字上野四一の二	"
"	蛭名 昇	" 旭北一丁目六四八の一	"
"	野田 誠一	" 大字上野字上野八五の一	"
理事	山田己之吉	" 旭北一丁目三一の五一八	一六・三・三退任
"	瀬川 茂夫	" 上北南二丁目三一の二五七	"
"	和田 勇市	" 大字上野字上野一二の二	"
"	蛭名 喜幸	" " 五一	"
"	蛭名総三郎	" " 一三の二	"
"	蛭名 茂範	" 旭南一丁目三一の八〇	"
"	和田 義一	" 旭北一丁目六五七	"
"	野田 政克	" 大字上野字上野一三の一	"
"	蛭名 等	" 字北谷地七八の一	"
"	蛭名 昇	" 旭北一丁目六四八の一	"
"	蛭名忠次郎	" 大字上野字上野四一の二	"
"	附田 進	七戸町字二ツ森家ノ後八の二	"

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年二月十六日

西北地方農林水産事務所長 葛 西 弘 光

区役員の氏名	住 所	退任の年月日
理事 松橋 勝利	つがる市富港町里見二六	平成一六・三・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届 出 日
こむら一雄の会	常田武宏	古村敏則	青森市浪岡大字高屋敷字宅社元二の一	平成 一九・一・四
夏坂修後援会	夏坂 修	夏坂淳子	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池四七の六	一九・一・五
竹谷マツ子後援会	竹谷勇勝	竹谷寿正	弘前市大字五代字早稲田五九の一	一九・一・二
東健而後援会	東 英俊	村口新吉	むつ市川内町松川川代七二の三七	一九・一・五
田中正樹後援会	作田鉄男	田中サト	上北郡七戸町字館野四七の一四五	一九・一・五

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日出
芙蓉会	夏堀浩一	沼畑直文	三戸郡南部町大字古米地字町中二二	一九・一・三
成田文雄を応援する会	成田雪男	對馬康広	南津軽郡藤崎町大字藤越字東亀田五〇の三一	一九・一・三
小野信吾後援会	兼平 實	根上久男	西津軽郡深浦町大字田野沢字清滝四一	一九・一・三
米澤勝義後援会	三浦一利	平田 實	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二二七	一九・一・六
清野一榮後援会	大場 勉	大場俊一	弘前市大字紙漣沢字堰根一五六	一九・一・六
清野一榮会	清野一榮	大場俊一	弘前市大字紙漣沢字堰根一五六	一九・一・六
10年後の弘前を考える会	工藤 緑	工藤一誠	弘前市大字田園四丁目三の五	一九・一・五
「市民派無所属」勝手連	鹿内 博	鹿内 久美子	青森市浜田二丁目七の六	一九・一・四
今泉昌一後援会	葛西康二	片桐圭司	弘前市大字百石町五七	一九・一・三
三浦ひろし後援会	三浦博司	鈴木 朗	四戸市大字長苗代字大谷地五	一九・一・八

青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日出
自由民主党青森県支部	代表者	熊谷 正志	吉田 功	一九・一・八
自由民主党青森支部	代表者	最上 猛	草薨 與雄	平成一九・一・二
自由民主党福地支部	代表者	齋川 成夫	中川 慧司	一九・一・九
政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日出
中村淳治後援会	代表者	中村 淳治	桜庭 久子	平成一九・一・四
下田あつこ後援会	代表者	齋川 成夫	中川 慧司	一九・一・九
青森県木材産業政治連盟	代表者	最上 猛	草薨 與雄	一九・一・二
高橋修一後援会	代表者	福士 義昭	高橋 弘一	一九・一・三
青森県自動車整備政治連盟	代表者	熊谷 正志	吉田 功	一九・一・八
工藤兼光後援会	代表者	木村 弘一	対馬 金一	一九・一・九
三村正太郎後援会	主たる事務所の所在地	上北郡おいらせ町東後谷地六六の三	上北郡おいらせ町下前田一〇五の三	一九・一・三
下村雅之後援会	代表者	大友 寿文	上平 好弘	一九・一・四
小松山吉紀後援会	代表者	築田 真子	須藤 真子	一九・一・五
豊智会	代表者	山田 榮次郎	坂本 文則	一九・一・六
吉田豊後援会	代表者	山田 榮次郎	坂本 文則	一九・一・六

政党以外の政治団体

三上あつし後援会	代表者	川村 志郎	菊池 武正	一九・一・三
----------	-----	-------	-------	--------

青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
沖田周蔵後援会	平成一八・三・二九	平成一九・一・四
中村淳治後援会	一八・三・二五	一九・一・四
成田五郎松後援会	一八・三・三	一九・一・四
佐々木剛後援会	一八・三・三	一九・一・二
中谷秀八後援会	一八・三・九	一九・一・三
古川一男後援会	一八・二・三〇	一九・一・五
山内良衛相馬村後援会	一八・三・一九	一九・一・五
金沢たかし鏡ヶ丘有志後援会	一八・三・三	一九・一・九
上山博一後援会	一八・三・三〇	一九・一・二五
佐藤幸一後援会	一八・二・三〇	一九・一・二六

太陽の会	一八・三・三	一九・一・二九
山口昭彦後援会	一九・一・二六	一九・一・二九
あらせき勝弘後援会	一八・六・一五	一九・一・三

青森県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年二月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
夏坂 修 （八戸市議会議 員）	夏坂修後援会	夏坂 修	八戸市大字尻内町字鴨 ヶ池四七の六	平成 一九・一・五
清野 一榮 （弘前市議会議 員）	清野一榮会	清野 一榮	弘前市大字紙漕沢字堰 根一五六	一九・一・二六
夏堀 浩一 （県議会議員）	芙蓉会	夏堀 浩一	三戸郡南部町大字苦米 地字町中二二	一九・一・三

正 誤

発行年月日	区	分	ページ	段	行	誤	正

農 村 整 備 課

平成 一九 一七 年 二 月 一 六 日	
出 先 機 関	
六	五
上	下
表 中	
沼 山 貢	
沼 山 實	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭